

陳情第 88 号	受理年月日	令和 4 年 3 月 25 日
付託委員会	経済港湾委員会	
件名	女性トイレの維持及びその安心安全の確保について	
<p>要 旨</p> <p>令和 3 年 12 月 1 日施行の労働安全衛生規則等の改正は、男性用と女性用とに分ける大原則は維持しつつも、同時に働く労働者が常時 10 人以下であれば共用 1 個でよいとされ、さらに独立個室型のトイレを設けたときは男女別トイレの設置基準に一定数反映させるとした。</p> <p>この動きは、公的な建物内、公衆便所や大規模小売店舗等の不特定多数が使うトイレにおいても独立個室型のトイレで足りるとの設計を助長し、さらには男女共用型のトイレで足りるとする傾向を成立・加速させる可能性がある。</p> <p>しかし、女性トイレは、女性が長年かけて獲得してきたものである。性犯罪のほとんどが男性によるものであることから、多くの悲惨な被害を重ねながらも、先人の女性達が血と涙を流して闘い、設置されてきたものである。女性トイレでの女性は、より無防備であることから身体男性への恐怖感がある。個室に引きずり込まれての性暴力被害、個室での盗撮や盗聴被害の増加、さらに使用済みの生理用品を見られたり、持ち出されたりする事件は後を絶たない。特に、警戒心が薄く抵抗する力のない女兒や、障害のある女性が性暴力被害に遭いやすい傾向にある。</p> <p>したがって、事業所トイレにおける大原則である男性用と女性用に区別して設けることを今後とも崩さず、女性トイレはすべからく維持し、また女性の安心安全という権利法益を守るべく諸方策を取ることは極めて重要である。</p> <p>については、労働安全衛生規則第 628 条及び事務所衛生基準規則第 17 条所定の事業所トイレにおける大原則である男性用と女性用に区別して設けることにつき、今後ともこれを崩さないよう意見書を提出するなど、厚生労働省に申し入れていただきたい。(意見書案は別紙(第 1 項)のとおり)</p>		

別紙（陳情第 88 号）

## 女性トイレの維持及びその安心安全の確保を求める意見書（案）

令和 3 年 12 月 1 日施行の労働安全衛生規則等の改正は、男性用と女性用とに分ける大原則は維持しつつも、同時に働く労働者が常時 10 人以下であれば共用 1 個でよいとされ、更に独立個室型のトイレを設けたときは男女別トイレの設置基準に一定数反映ともされた。

この動きは、公的な建物内、公衆便所や大規模小売店舗等の不特定多数が使うトイレにおいても独立個室型のトイレで足りるとの設計を助長し、更には男女共用型のトイレで足りるとする傾向を成立・加速させる可能性がある。

しかし、女性トイレは、性犯罪のほとんどが男性によるものであることから、多くの悲惨な被害を重ねながらも、先人の女性達が血と涙を流して闘い、設置されてきたものである。女性トイレで、個室に引きずりこまれての性暴力被害、個室での盗撮や盗聴被害の増加、さらに使用済みの生理用品を見られたり、持ち出されたりする事件は後を絶たない。特に、警戒心が薄く抵抗する力のない女児や、障害のある女性が性暴力被害に遭いやすい傾向にある。

したがって、事業所トイレにおける大原則である「男性用と女性用に区別して設けること」を今後とも崩さず、また女性トイレはすべからく維持しかつ女性の安心安全という権利法益を守るべく諸方策をとることは極めて重要である。

以上の趣旨を以て本議会は、政府に対して次の通り求める。

### 記

1. 厚生労働省は、労働安全衛生規則第 628 条及び事務所衛生基準規則第 17 条所定の事業所トイレにおける大原則である「男性用と女性用に区別して設けること」につき、今後ともこれをくずさないようにされたい。
2. 国（内閣府）は、公的な建物内、公衆便所や大規模小売店舗等の不特定多数が使うトイレにつき、女性トイレはすべからく維持し、またこれらトイレにおいて、女性の安心安全という権利法益を守るべく諸方策をとられたい。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日  
北九州市議会